

事業名	社会資本整備総合交付金 道路事業（土地区画整理事業）		
事業内容 （目的・概要）	<p>土地区画整理法に基づいて、健全な市街地の形成を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設・変更を行う。</p> <p>都市計画道路等を用地買収方式により整備することとして積算した事業費の額を限度額として社会資本整備総合交付金（道路事業）として支援。</p>		
事業主体	1 地方公共団体 2 土地区画整理組合（間接補助）		
採択要件	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱、公共団体等区画整理補助事業実施要領、及び組合等区画整理補助事業実施要領による。</p> <p>1 公共団体等区画整理補助事業実施要領</p> <p>（1）施行地区面積が5ha以上であること。ただし、既成市街地内（D I D地区内及びD I D地区に隣接する地区）で実施される事業又は被災市街地復興土地区画整理事業にあつては2ha以上。</p> <p>（2）街路事業の採択基準に適合する幅員12m以上の都市計画道路の新設又は改築を含むこと。ただし、既成市街地内の土地区画整理事業にあつては、幅員8m以上の都市計画道路。</p> <p>（3）補助基本額が3億円以上の地区。</p> <p>2 組合等区画整理補助事業実施要領</p> <p>（1）都市計画事業として施行されるもの。</p> <p>（2）施行地区の面積が10ha以上のものであること。ただし、既成市街地内（D I D地区内及びD I D地区に隣接する地区）で実施される事業又は被災市街地復興土地区画整理事業にあつては2ha以上。</p> <p>（3）街路事業の採択基準に適合する幅員12m以上の都市計画道路の新設又は改築を含むこと。ただし、既成市街地内の土地区画整理事業にあつては、幅員8m以上の都市計画道路。</p> <p>（4）補助基本額が3億円以上の地区。</p> <p>（5）施行後の公共用地率が25%以上であること。</p> <p>（6）20ha未満の地区にあつては、施行地区内の都市計画として決定された幅員12m以上の道路の整備に要する費用（用地費、補償費、築造費及び舗装費（必要と認められたものに限る。）並びに事務費の合計額。）が当該土地区画整理事業の総事業費の1/3以上であるものであること。</p>		
補助率、融資額、その他の財源措置の内容	<p>1 1/2(国費)、1/2(市町費)</p> <p>2 1/2(国費)、1/2(県・市町)</p>		
制度創設年度	平成22年		
関係省庁名	国土交通省都市局市街地整備課		
最近の実績	<p>1 新開地区（竹原市）、向洋駅周辺地区（府中町）他</p> <p>2 最近の実績なし</p>		
問合せ先	土木建築局都市環境整備課		
	Tel	082-513-4125	e-mail dokankyoseibi@pref.hiroshima.lg.jp